

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月25日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
オた ウめ ムの 真給 理付 教金 犯の 罪支 被給 害に 者関 等す をる 救法 濟律 す関 る係	(略)	オた ウめ ムの 真給 理付 教金 犯の 罪支 被給 害に 者関 等す をる 救法 濟律 す関 る係	(略)
国係 外 犯 罪 被 害 弔 慰 金 等 の 支 給 に 関 す る 法 律 関	(1) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下「国外犯罪被害弔慰金支給法」という。）第9条第1項の規定による申請の受理 (2) 国外犯罪被害弔慰金支給法第13条第1項の規定による調査 (3) 国外犯罪被害弔慰金支給法第13条第2項の規定による報告等の求め (4) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号。以下「国外犯罪被害弔慰金支給法施行規則」という。）第10条第1項の規定による裁定通知書等による通知 (5) 国外犯罪被害弔慰金支給法施行規則第10条第2項の規定による支払請求書の交付 (6) 国外犯罪被害弔慰金支給法施行規則第12条第2項の規定による添付書類の省略の決定		

(略)

(略)

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。